平成２５年（フ）第２０７号
埼玉県春日部市中央１丁目８－４－301
債務者　鈴木　将平
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区川島町651　ハイム向台１－106、住民票上の住所茨城県石岡市茨城１丁目17－15－203
債務者　新山　恒二
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１号
岡山市北区津島南一丁目２番18－１号　みつばさビル201、旧住所北海道北見市中央三輪１丁目348番地６
債務者　庄本ひとみ（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９０号
岡山県倉敷市児島通生2106番地１、旧住所岡山県倉敷市児島塩生402番地27
債務者　近藤　聖子（旧姓太下・三宅）
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０７号
静岡県島田市大柳125番地の２　雇用促進住宅２－503
債務者　児玉　富雄
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２７号
静岡市葵区安倍口団地６番６－218号
債務者　鈴木　四郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５５号
沖縄県沖縄市高原２丁目１番14号　狩俣アパート302
債務者　手嶋ツル子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７６号
沖縄県中頭郡読谷村字大木318番地　H18
債務者　比嘉　　實
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２８７号
沖縄県沖縄市海邦１丁目18番12号　メゾン泉３－Ｂ
債務者　満島　惠作
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第７５４号
栃木県宇都宮市一条２丁目９番３号、前住所栃木県宇都宮市松が峰２丁目３番12号　サンデュエル松が峰グラン・アクシス308
債務者　本多　弘忠
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６５号
栃木県宇都宮市東峰町3076番地52
債務者　今野　和春
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５０号
岡山県倉敷市林1990番地25
債務者　富山　英子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
東京都練馬区平和台４丁目５－３　パークハイツ関口Ａ－201
債務者　大内　智晴
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５７号
栃木県宇都宮市石那田町400番地
債務者　小倉　旬子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３２号
静岡県富士市石坂176番地の18
債務者　佐野　友昭
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部